

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2019. 1. 25 VOL. 15-3

本号の内容

★ 補助金制度の運用の留意点

- 1 補助金の交付決定の法的性質等
- 2 裁判例の紹介
- 3 実務での注意点

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務班 中庁舎7F

電話 043-223-2166

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

補助金制度の運用の留意点

■□■ 落とし穴にハマらないように ■□■

地方公共団体が行う補助金に係る事務は、補助金等交付規則や個別の補助金交付要綱のほか、関係法令等が複雑に絡む場合があり、これらの適用関係も含めて様々な悩みがあると思います。

今回は、補助金の交付決定の法的性質や補助金を巡って地方公共団体間で争われた裁判例などを紹介しますので、今後の事務の参考にいただければと思います。

1 補助金の交付決定の法的性質等

(1) 補助金の交付決定の法的性質

地方公共団体が行う補助金の交付決定の法的性質は、原則として、いわゆる行政処分ではなく、契約¹の申込み（交付申請）に対する承諾と考えられています²。

一方、国が行う補助金の交付決定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」）に基づく行政処分とされています。

(2) 「補助金等」と「間接補助金等」について

「補助金等」と「間接補助金等」は、補助金適正化法で次のように定義され、区別されています。両者は、補助金の交付決定の取消しや返還などの適用において差異が生じます。なお、千葉県補助金等交付規則でも同様に区別されています（同規則2条1号及び4号参照）。

補助金適正化法2条1項（1号）

この法律において「**補助金等**」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金 / (2)～(4) 略

補助金適正化法2条4項（1号）

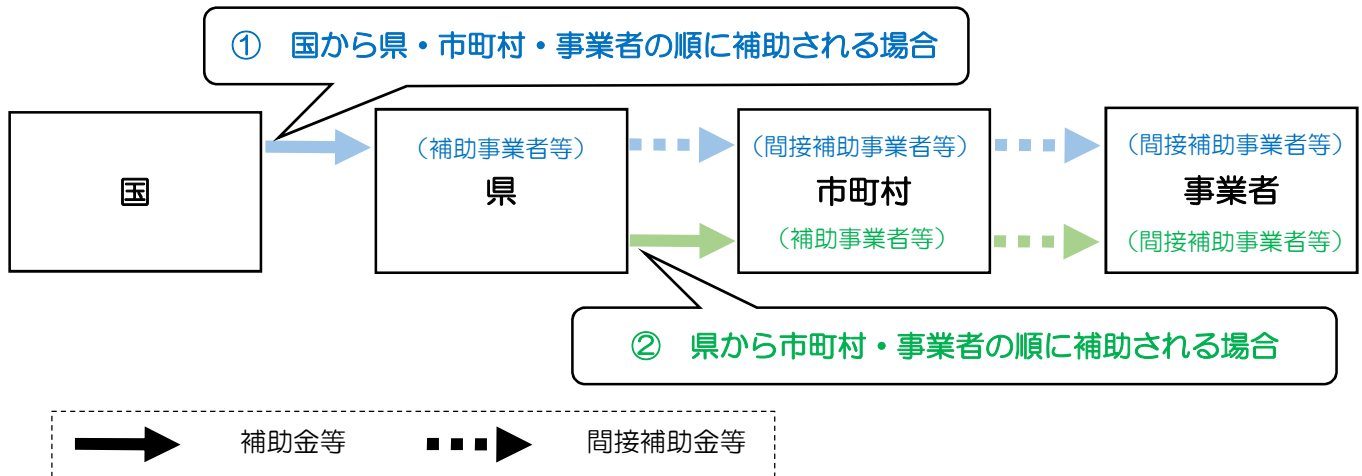
この法律において「**間接補助金等**」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの / (2) 略

1 「このような条件（負担）を守る場合には、この金額を補助する」という負担付贈与契約

2 補助金の交付決定の法的性質に関する裁判例として、古くは東京地判 S56・6・26（控訴審 東京高判 S56・11・25）などがあり、近時のものとしては大阪地判 H29・1・26（控訴審 大阪高判 H30・3・20）があります。

上記内容について、①補助金適正化法に基づいて国から県・市町村・事業者の順に補助される場合と②千葉県補助金等交付規則に基づいて県から市町村・事業者の順に補助される場合の関係を図で表すと以下のとおりとなります。



2 裁判例の紹介

【事件1】バイオマス事業補助金返還請求事件

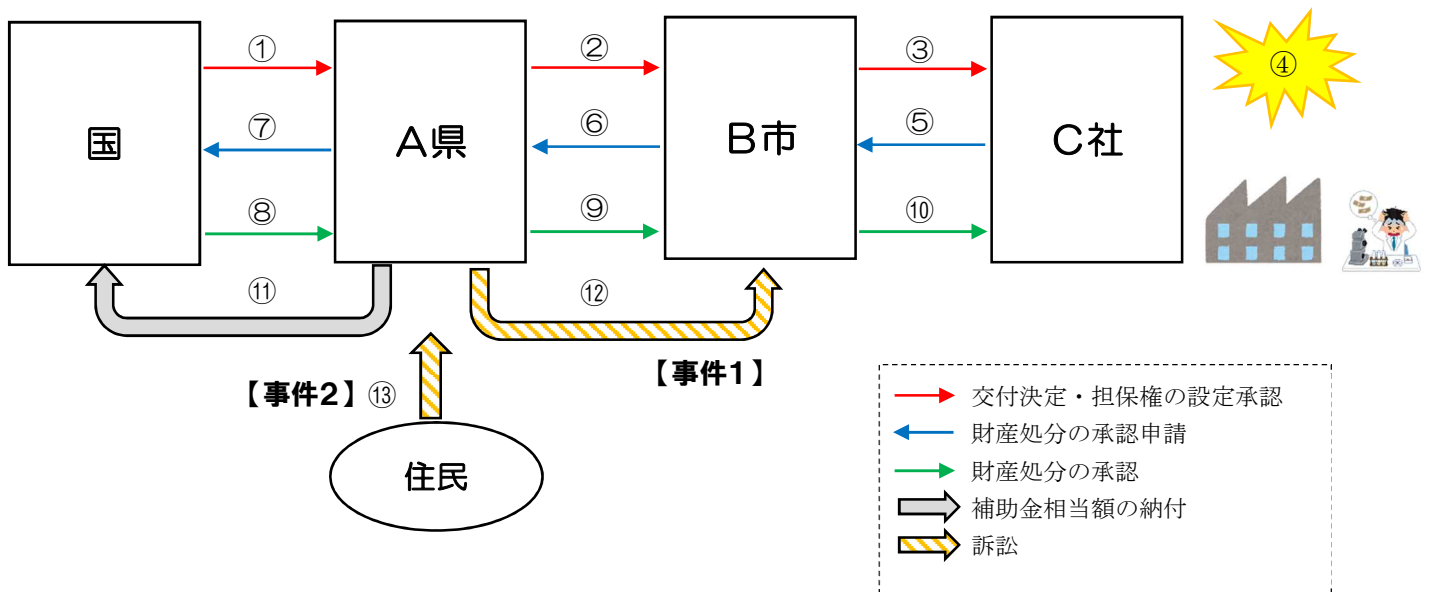
(東京高判 H27・7・15 (判例地方自治 413号 23頁)、宇都宮地判 H27・3・4 (同 28頁))

【事件2】バイオマス事業補助金の返還に関する損害賠償請求住民訴訟事件

(東京高判 H29・1・26 (判例地方自治 431号 24頁)、宇都宮地判 H28・3・23 (同 413号 35頁))

本件補助の目的： 地球温暖化の防止策としてバイオマス活用産業の育成を図り、地域の産業と雇用の活性化を目的とするもの

(1) 事案の概要



- ①～③ 上記図のとおり国からA県、B市、C社へと補助金が交付された（約2億6000万円）。C社は、補助金により堆肥化施設を取得した。国、A県、B市は、C社が融資を受けるために行う堆肥化施設への担保権（根抵当権）の設定をそれぞれ承認した。
- ④ C社が操業を停止し、堆肥化施設について、担保権者が競売の申立てをし、裁判所が競売の開始決定をした。
- ⑤～⑦ ④の担保権の実行に際してC社からB市、A県、国へと堆肥化施設の財産処分の承認申請がされた。
- ⑧ 国は、A県に対して国庫補助金相当額の納付を条件として財産処分を承認した。
- ⑨ A県は、B市に対して県補助金相当額の納付を条件として財産処分を承認した。
- ⑩ B市は、C社に対して市補助金相当額の納付を条件として財産処分を承認した。
- ⑪ 競売による堆肥化施設の売却後、国がA県に対し、⑧の承認時に付した条件に基づき、国庫補助金相当額の納付を求めたところ、A県はこれに応じて国に同額を納付した。
- ⑫ A県はB市に対し、⑨の承認時に付した条件に基づき、県補助金相当額の納付を求めたが、B市はA県に同額を納付しなかったため、A県はB市に同額の支払い等を求めて訴えを提起した。【事件1】
- なお、C社はB市に市補助金相当額の納付をしていない。B市は⑥の申請に係る申請書にC社の破産手続が進んだ場合、配当額をもって返納する旨を記載していた。
- ⑬ ⑪のA県から国への国庫補助金相当額の納付が違法な公金の支出であるとして、住民訴訟が提起された。【事件2】

【A県・B市関係】②⑥⑨の参考条文（A県補助金等交付規則24条1項（1号））

（財産処分の制限）

第24条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して（中略）担保に供してはならない。

(1) 不動産及びその従物 / (2)・(3) 略

【国・A県関係】①⑦⑧の参考条文（補助金適正化法22条（本文））

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した※政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して（中略）担保に供してはならない。（ただし書略）

※政令で定める財産として不動産などが規定されている。

（2）判決の概要

【事件1】

争点 ⑨の承認（A県のB市に対する財産処分の承認）について、財産処分の制限についてのA県補助金等交付規則24条は、間接補助事業者等（本件ではC社）がする財産処分に適用があるのか？



判決 補助事業者等と間接補助事業者等については、それぞれ独立した概念を規定する用語であるとして、適用はないと判示しました。結論的には、⑨の承認は法令上の根拠がない等の理由から、第一審、控訴審とも県の請求を認めませんでした。（⇒最高裁は上告不受理の決定をし、判決は確定）

【事件2】

争点A ⑧の承認（国のA県に対する財産処分の承認）について、財産処分の制限についての補助金適正化法22条は、間接補助事業者等（C社）がする財産処分に適用があるのか？



判決A 補助事業者等と間接補助事業者等については、それぞれ独立した概念を規定する用語であるとして、適用はないと判示しました。

争点B ⑧の承認について、担保権実行の際に補助金適正化法22条の承認が必要か？



判決B 次のような理由から、必要ないと判示しました。

- ・文理解釈上、「担保に供」するとは、担保権を設定することを意味する。
- ・補助金適正化法22条は、補助事業者等が行う財産処分を制限することにより補助目的の完全な達成を図ろうとするものであって、担保権者が行う行為である担保権の実行についてはその枠外にある。
- ・担保権実行のリスクは、担保権設定の際に既に織り込まれている。

結論的には、⑧の承認は法令上の根拠がない等の理由から、第一審、控訴審とも国庫補助金相当額の返還（⑪）は違法としました³。（⇒最高裁は上告棄却・上告不受理の決定をし、判決は確定）

3 実務での注意点

○事務の各過程で法的根拠を確認！

補助金に係る事務は、補助金等交付規則や個別の補助金交付要綱のほか、関係法令等が複雑に絡む場合があります。事務の各過程で行っていることはどのような根拠に基づくものであるのか、補助金の法的性質等を踏まえて十分検討しましょう。



補助金等交付規則の規定がA県補助金等交付規則24条と同様である場合、その規定は間接補助事業者等による財産処分に適用されるものでないことなど、【事件1】で判示された内容は参考になりそうですね。

○必要な間接補助条件を付けよう！

補助目的を達成するため、間接補助事業者等に対して財産処分の制限をする必要があるときは、補助金の交付要綱や交付決定等において、間接補助事業者等がする財産処分について補助事業者等の承認を受けるべきなどの必要な間接補助条件を付しておきましょう⁴。

このような間接補助条件を付すなどの対応をとっておかないと、間接補助事業者等がする財産処分に県の統制が及ばなくなってしまい、補助金等によって取得された財産の有効活用がされず補助目的を十分に達成できなくなるおそれがあります⁵。

3 第一審では、原告（住民）の請求が認容されましたが、控訴審では、被告（A県知事）に過失があったということではできなとされ、原告の請求は棄却されました。

4 【事件1】のケースでは、A県は、国から付すよう求められていたB市への交付決定に際しての条件を付していなかった、という事情があります。A県が国から求められていた内容は、判決文から読み取る限りにおいては、B市が補助金により取得した財産をA県の承認を得て処分したことにより、B市に収入のあったときは、当該収入の全部又は一部をA県に納付させることがある旨などの条件を付すべき（さらにB市からC社への交付決定に際しても同一の条件を付すようB市に求めるべき）というものでした。

5 一方で、様々な条件を付すに際しては、補助事業者等や間接補助事業者等に過度な負担とならないかなど、考えさせられるところです。